

大分県庁舎内広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県（以下「県」という。）が県の財源確保の一環として、県庁舎内に掲載させる広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、文字または図表または写真等で掲出・表示された情報とする。

(広告の内容等)

第3条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載することができない。また、広告の掲載中に各号のいずれかに該当するに至ったときも、同様とする。

- (1) 法令、規則等に違反するもの又はおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (6) 当該広告の内容について県が推奨しているなど、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (8) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 青少年の健全な育成に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 事実と異なる内容を含むもの
- (13) その他、掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種及び事業者の広告は、掲載しない。また、広告の掲載中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときも、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される業種又は事業者
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

- 77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者
- (3) 消費者金融に係る業種又は事業者
 - (4) たばこに係る業種又は事業者
 - (5) 賭博・ギャンブル(宝くじに係るものを除く。)に係る業種又は事業者
 - (6) 法律に定めのない医療類似行為に係る業種又は事業者
 - (7) 法令、規則等に違反している業種又は事業者
 - (8) その他、広告を掲載することが適当でない認められる業種又は事業者

(広告の種類)

第4条 広告について、次の各号に掲げる事項は、県が別に定める。

- (1) 広告の規格
- (2) 広告の禁止表現
- (3) 広告の制限事項

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、原則として1ヶ月単位とし、複数月の掲載申込があった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

- 2 広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。
- 3 広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日が次の各号に該当する場合は、翌開庁日から掲載開始とする。また、広告掲載終了日が次の各号に該当する場合は、以前の直近の開庁日まで掲載とする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日までの日

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、県と広告掲載に関する契約を締結した者(以下「広告取扱事業者」という。)が行う。

- 2 広告取扱事業者は、広告主を募集するにあたり、広告主の応募機会の均等化を図るため、公募するものとする。
- 3 前項の公募に際しては、広告取扱事業者と県有財産経営室長が協議のうえ、大分

県のホームページ等で告知するものとし、広告掲載を希望する者は、広告取扱事業者に広告の掲載を申し込むものとする。

4 前2項の規定は、広告取扱事業者の独自の営業活動を妨げるものではない。

5 広告取扱事業者は、掲載を希望する者の広告案をとりまとめ、掲載開始日から起算して14日前までに、県に承諾を求めなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 県は、広告取扱事業者から第6条第5項による承諾を求められた場合は、第3条及び第4条の規定に基づき、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

2 県は、設置する枠数を超えて広告掲載の申し込みがあった場合は、次の各号に定める順序に従い、掲載広告を決定する。

(1) 県内産業の育成、県産品の販売促進、観光振興等地域経済の活性化に資するものと判断することができるもの

(2) 公共性が高く、かつ、県内に事業所等を有するもの

(3) 県内に事業所等を有するもの

(4) その他のもの

(広告審査会)

第8条 県は、前条の規定による審査及び順位付けを行うため、大分県庁舎内広告審査会（以下「広告審査会」という）を設ける。

2 広告審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(広告の作成及び提出)

第9条 広告取扱事業者は、広告審査終了後、すみやかに県の承認を得た最終原稿を電子データ等電子媒体により、県に提出するものとする。

2 広告原稿の作成及び印刷に要する経費は、広告取扱事業者又は広告主の負担とする。

3 県は、提出された広告原稿が第3条又は第4条の規定に反すると判断した場合は、広告取扱事業者に対して修正を求めることができる。

4 前項の規定により県が広告の修正を求めた結果、広告の掲載が遅れた場合、広告取扱事業者が県に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告の掲載料は、広告取扱事業者が定めるものとする。

2 広告主は、広告取扱事業者が定める手続きに従い、広告取扱事業者に広告掲載料

を支払うものとする。

(広告掲載の方法)

第 11 条 広告取扱事業者は、第 9 条の規定により提出され、承認を受けた広告を、原則として広告掲載開始日の 12 時までに掲載するものとする。

2 広告取扱事業者は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の 13 時以降任意の時間に掲載を終了するものとする。

(広告掲載の取消し)

第 12 条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告の内容等が第 3 条又は第 4 条の規定に反していると判断したとき。

(2) その他、広告の掲載を継続することが適切でないと県が判断したとき。

2 前項の規定により、広告の掲載を取り消した場合、県は、広告取扱事業者を通じて、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。

3 第 1 項の規定により、広告の掲載を取り消した場合、県は、広告取扱事業者が県に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

4 第 1 項の規定により、広告の掲載を取り消した場合、県は、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第 13 条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げ場合は、書面により広告取扱事業者を通じて県に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により、広告の掲載が取り下げられた場合は、県は、広告取扱事業者が県に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

(契約金の還付)

第 14 条 県は、広告取扱事業者から徴収した契約金は還付しない。ただし、自然災害等特別な理由があると県が認める時は、その全部又は一部を還付することができる。

(広告内容等の変更)

第 15 条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として 1 ヶ月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、広告取扱事業者を

通じてあらかじめ県と協議するとともに、第9条第1項及び第2項の規定に準ずるものとする。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容、その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(行政財産目的外使用許可)

第17条 広告取扱業者は、広告を掲出するに当たって、行政財産目的外使用許可を受けなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県の判断に従うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年 2月 5日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年 4月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5年 1月31日から施行する。